

【ABC 消費者情報 Vol. 57】

◎覚えのないサイトの利用料滞納で訴訟！？

携帯電話に「手続きしないと訴訟を起こす」などと、利用した覚えのないサイト利用料を請求する架空請求メールが届いたという相談が寄せられています。

■相談事例 1

○以前、携帯電話にサイト利用料の架空請求メールが届いたので、迷惑メールの拒否設定をした。最近になってメールが届き、「迷惑メール拒否設定をして1年以上経過しているため、延滞料が加算され、請求料金が高額になっている。連絡がない場合は、個人を特定して訴訟を起こす」といった内容だ。

■相談事例 2

○携帯電話に以下のようなメールが届いた。「当社は、サイト運営会社から料金滞納者の身辺調査を頼まれている。あなたが以前利用したサイトの無料期間が過ぎており、料金が発生している。悪質な滞納者と思われるので、訴訟手続きに入る。和解を希望する場合は、当社まで連絡するように」との内容だ。サイトを利用した覚えはないが、どうしたらよいか。

■アドバイス

○そもそもこれらの場合は、契約が成立しておらず、サイト利用料や延滞料を支払う必要はありません。請求メールを受け取った人の中には、関わりたくなくて支払ったり、過去に使った別の業者の請求と勘違いしたりして支払ってしまう人もいますが、そういった関わりたくない気持ちや勘違いにつけこむ手口です。

○携帯電話の個人識別番号などで個人情報が識別されることはありません。電話番号を知られてしまうと、今度は電話で請求してくることが予想されます。電話で問い合わせるよう書かれていても絶対に連絡をとらないようにしましょう。

○請求内容がわからないとき、不安なときは消費生活センターや警察等にご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611